

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	生活支援課

契約業者名・住所	中高年事業団 やまて企業組合 代表理事 寺崎 大智 東京都豊島区南池袋二丁目41番16号
工事等の名称	松戸市被保護世帯金銭管理支援事業業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	「金銭管理支援事業業務委託」
工事等期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約金額	14,826,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,347,818円)
工事等の概要	松戸市で生活保護を受給している被保護世帯のうち、心身の理由により適正な金銭管理を行うことができず生活維持に困難が生じている世帯に対して、本事業による支援を実施することにより、保護基準の範囲内で安定的な社会生活を営み、その意欲や能力を向上させ、その世帯の自立を促進することを目的とする。
随意契約の理由	本事業は金銭の管理という被保護世帯の生活の根幹に踏み入る支援を行い、また、金銭管理教育による自立の助長を図ることも目的とすることから、被保護世帯に対する精緻な対応が求められる事業である。 従って価格のみによる競争では目的を達成できない業者が選定される恐れがあるため、業務への取組姿勢や実施体制ならびに金銭の管理形態、教育手法等についてどのような手法を用いるか、専門的な知識と経験を有する事業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定する必要がある。 よって、本事業は、高度な専門知識、ノウハウ、経験などが必要とされることから、本業務における業者の選定方法はこれらを活用した優れた提案を採用する公募型プロポーザル方式とし、令和

6年度に5名で組織する選定委員会にて、提案書・見積書・プレゼンテーションを評価基準に従って評価する選定を行ったものである。

「中高年事業団 やまて企業組合」は、実施方針、実施計画、実施体制、実施方法、費用の各評価項目において、選定委員会の定めた水準を上回る得点を獲得し受託候補者に選定され、令和6年度、令和7年度の2か年間にわたり適正に業務を実施している。

以上のことから、松戸市被保護世帯金銭管理支援事業業務委託は、「その性質又は目的が競争入札に適しない」と判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、下記選定業者と随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。